

議案第2号

高根沢町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について

高根沢町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

令和6年6月4日

高根沢町長 加藤公博

高根沢町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正の概要について

1 改正理由

地方自治法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものです。

2 改正内容

- ・地方自治法施行令の引用箇所に係る条ずれ対応

「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改めます。 (第2条)

3 施行日

公布の日

高根沢町条例第 号

高根沢町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

高根沢町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和3年高根沢町条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 町は、町長等の町に対する損害を賠償する責任を、町長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、町長等が賠償の責任を負う額から、町長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の4第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる町長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。</p>	<p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 町は、町長等の町に対する損害を賠償する責任を、町長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、町長等が賠償の責任を負う額から、町長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる町長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。